

建築基準法第42条第2項道路に接する敷地の皆様へ

建築基準法第42条第2項道路とは？

建築物は、原則として幅員4m以上の道路に接する敷地にしか建築できません。

ただし、法が適用する前から建築物が立ち並んでおり、幅員1.8m以上の道路の場合、後退することで4m以上の道路とみなし、建築行為が可能になります。

この道路が「建築基準法第42条第2項道路」です。

注意していただきたいこと

建築基準法第42条第2項道路は、道の中心からそれぞれ2mずつ（道の反対側に崖地、川、線路敷地等がある場合は、崖地等の境界線から4m）後退した線を道路境界とします。

そのため、**後退した部分に建築物、門、塀等を設置することは禁止されています。**

道路は、災害時の避難路、緊急車両の通行、建築物の日照・採光・通風の確保等、安全で良好な環境の市街地を形成するうえで極めて重要な機能を果たします。

後退については、ご理解とご協力をお願いいたします。

